

平成21年(ネ)第5746号

控訴人 アブドゥル アジズ 外

被控訴人 国 外

証 拠 説 明 書

(甲B80、81)

2012年3月2日

東京高等裁判所第17民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 浅 野 史



番号	枝番	標 目	原・写	年月日等	作 成 者
		立 証 趣 旨 等			
甲B		意見書	原本	2011/12/12	村井吉敬
80		1993年時点の本件プロジェクト現地の状況、第一審判決の問題点、スハルト体制下での強引な開発、本件3条件について等。			
甲B		意見書	原本		松野明久
81		日本政府から資金援助を受ける政府が、その援助される事業を推進するために人権侵害を行った場合、日本政府もその責任を問われるべきこと、ある事業を発注する政府が、その事業を推進するために人権侵害を行った場合、その事業または事業の一部を受注したことで利益を得る民間企業もその責任を問われるべきこと(企業の共犯性)等。			